

受験資格の特例について①

(法附則第2条第1項第1号及び同項第2号の省令で定める大学院における科目)

法第7条第1号の省令で定める科目

I	①保健医療分野に関する理論と支援の展開
	②福祉分野に関する理論と支援の展開
	③教育分野に関する理論と支援の展開
	④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
	⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開
II	⑥心理的アセスメントに関する理論と実践
	⑦心理支援に関する理論と実践
	⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
	⑨心の健康教育に関する理論と実践
III	⑩心理実践実習（450時間以上）

法施行日前に大学院の課程を修了した場合
又は法施行日前に大学院に入学している場合

①から⑩までの科目をその類似性からⅠ～Ⅲの3つに分類し、それぞれについて定めた科目(合計6科目以上相当)を修めている場合に、法附則第2条第1項第1号又は同項第2号に該当するものとする。

- Ⅰ(①～⑤): 主な職域における、心理に関する相談、助言、指導その他の援助に関する科目
→ ①を含む3科目以上相当を修める
- Ⅱ(⑥～⑨): 心理状態の観察及び分析並びに心理に関する相談、助言、指導その他の援助等についての理論に関する科目
→ ⑥～⑨のうち2科目以上に相当する科目を修める
- Ⅲ(⑩): 実習科目
→ 相当する科目を修める(時間は問わない)

公認心理師の経過措置に伴う読替科目

公認心理師受験に必要な科目		神奈川大学大学院の該当科目
I	1 保健医療分野に関する理論と支援の展開	精神医学特論 神経心理学特論
	2 福祉分野に関する理論と支援の展開	障害者心理学特論 発達心理学特論※1
	3 教育分野に関する理論と支援の展開	学校臨床心理学特論 遊戯療法特論※2
	4 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	(対応する科目なし)
	5 産業・労働分野に関する理論と支援の展開	産業臨床心理学特論
※1 発達心理学特論は2、3のいずれか一科目として読み替え可。 ※2 遊戯療法特論は2、3、7のいずれか一科目として読み替え可。		
II	6 心理的アセスメントに関する理論と実践	臨床心理査定演習 I 臨床心理査定演習 II 人格心理学特論
	7 心理支援に関する理論と実践	臨床心理面接特論 I 臨床心理面接特論 II 人間関係学特論
	8 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	家族心理学特論
	9 心の健康教育に関する理論と実践	(対応する科目なし)
	III	10 心理実践実習

【注意事項】

※1、※2の取り扱いについて、公認心理師受験に必要な科目が不足している場合のみ教務課で判断の上、2・3または7の不足科目へ割り当てます。不足科目が無い場合は、一覧の記載に沿って証明書を作成します。